

新制中学校における「職業科」の位置付けに関する一考察 —戦前における職業指導との連続の観点から—

久保田 英助

はじめに

本稿は、戦後教育改革により発足した新制中学校における職業指導の位置づけを、戦前における職業指導との連続との観点から考察し、なぜ、戦後の職業指導やそれにつづく進路指導の位置づけが曖昧であると言われてきたのか、その要因を分析する。

戦後、単線型で中学校までを義務教育とする学校体系に移行し、1960年代の半ばまでは中学校が全学校階梯の中で職業社会への「出口」の役割を果たしていた。その後は高等学校に、90年代後半には大学に「出口」が遷り変わっていく。いずれにしても戦後50年代にかけては中学校が社会との連絡を果たしながら、次第に進学への対処も迫られていく時期である。このように、学校と社会の接点に位置し、それをめぐ様々な課題に対応することが新制中学には求められたのであって、その課題に最前線で対応することとなったのが「職業科」である。

今日、学校教育を終え職業生活に入った若年労働者の多くは、早期離職問題など職業生活を含めたキャリア形成に関して多様な問題を抱えている。職業についての指導は今日では「進路指導」に引き継がれているが、学校での進路指導が必ずしも生徒にとって満足のいく進路選択に十分に成果をあげていないことがその原因の一つとして指摘されている¹。したがって、本研究は、1950年代までの新制中学の職業指導に着目し、今日に至るまで「出口」に関する教育が日本において十分な成果を挙げてこなかったその理由を原点にさかのぼって考察する。

1. 「職業指導」の誕生と発展

「職業教育」自体は戦後の新制度より導入された新しい取り組みではなく、その端緒は大正期にまでさかのぼることができる。職業教育の発端は大正期における「職業指導」に見ることができる。ただし、これは学校教育で取り入れられる前の職業安定行政の中で始まったことであった。職業選択の指導については、大正時代になって盛んになった少年職業紹介の延長にあった。この背景には明治期からの児童保護に関する考え方がある。なぜならば、孤児院、育児院、感化院などで保護された児童が、いずれも進路に関する問題を持っていたからである。これらのことがきっかけで児童相談や児童研究などが盛んになり、職業選択の際の指導を業務の一部とした児童相談所の開設に繋がっていった²。

このように、職業指導は児童保護の中からその必要性を認められたが、その当時の国策・産業界の要求を直接引き受けた形になっていたといえる。すなわち基本的には国家が人的資源の確保を企図して社会事業を展開し、職業指導については主に民間の児童相談所で行われていったのである。

大正中期以降、職業安定行政は本格的に職業指導に取り組むようになっていった。1921年、内務省は職業紹介法を制定し、職業紹介事業を拡充し監督強化していくと共に、慈善的事業から社会政策的な性格を帯びるようになった³。そして1925年に、内務省社会局第二部長と文部省普通学務局長の連名で、地方長官に対し通牒「少年職業紹介二関スル件」が出されたのである。

職業指導の歴史的変遷という点から見ると、この通牒は次の3点において重要だとされている。第1に、この通牒は、一般職業行政の職業指導に関する最初の公文書であると言われている点である。とくに文部省にとっては、初めて職業指導に関わろうとする姿勢が示されたことに意味がある⁴。第2に、適職選択の指導の重要性が指摘されていることである。第3に、学校教育と職業安定行政の連携が指摘されていることである。ここでは、小学校卒業後すぐに就職する生徒を対象に、小学校を「各自ノ性質及能力ニ付最モ精通スル」ものとし、職業紹介所を「職業ノ状況ニ通スル」ものと捉えて両者に対し「相互連絡ヲ保チ提携協力シ以テ適当ナル職業ヲ選択指導セシムル」ように指示されている⁵。

このように、この通牒では職業指導の重要性が行政のレベルでも認識されたことに加え、職業指導の効果を保障するには職業安定行政と文部行政の協力が不可欠であることが明らかにされたことが重要であろう。しかし職業指導そのものの具体的な定義や内容は示されていないため、職業紹介所で行われる職業紹介との違いは不明瞭のままであり、その教育的意義についても期待することはできなかつたと指摘されている⁶。したがって、この段階の職業指導は、学校ではなく主に職業紹介所で行われ、特別な教育的意義を見出されることは無く、職業紹介に準じる程度のもので扱われていたと考えることができる。

2. 学校教育における職業指導の展開

大正末期になると、職業指導は社会政策的な性格から教育主導的な役割をもつようになり、少年職業紹介法や1925年の通牒をきっかけに、学校関係者の間でも関心が高まっていたことも事実である⁷。その一方で、教育界においては自由主義による児童中心の思想から、個性に立脚する教育が唱道され、知識偏重の教育を是正しようという思想が広がった。そしてそれが勤労を尊重し職業を重視する動きにも発展し⁸、大正末期から昭和初期にかけて、文部行政においても児童生徒の進路に対する指導の必要性が認められるようになっていった。

このような動きの中で、「時勢の進歩と社会の推移に対応する職業指導の改善と充実を図るために⁹」、文部省もはこれまでの内務・文部両省通牒に加え、独自の訓令を出すに至った。それが1927年11月に訓令第20号として発令された「見童生徒ノ個性尊重及職業指導二関スル件」である。文部省の職業指導への本格的な参入は、学校における職業指導の充実の必要性が述べられているこの訓令をもって、その出発点と見るのが一般的である¹⁰。その内容は、少年職業指導の必要性の確認、その要旨、指導上必要な教育機関と少年職業紹介所との関係の重要性の強調などである。これにより、全国の学校は個性調査や職業に関する教育および職業精神の涵養に力を注ぐことになり、生徒の卒業時の進路について丁寧

な指導が実施されるべきことが通達された。

この訓令の意義は、職業指導が教育上重要な問題であるということが認識されるようになったことにあり、職業指導が単なる就職斡旋ではなく児童の在学中に将来の進路について考えさせ、適切な選択をさせる指導であり教育である故に学校において取り込まれるべき問題である、という位置づけに昇格した点にある¹¹。

その後、日本が戦時体制に入ると、1938年の「国家総動員法」、1939年の「国民職業能力申告令」が公布され、職業指導機関は戦時体制への移行に応じて国の要求に沿った戦争遂行のための人材、労働力の提供を行うこととなった。職業指導は個人の側に立ってその能力の伸長を援助するということよりも、国家の要請により児童生徒を強制的に戦争遂行に必要な職種へ適材適所で配置するという役目を負わされることとなったのである¹²。

そして職業紹介法も1938年に改正され、職業紹介事業は政府の掌握するところとなり職業紹介所は国営となった。同時に職業紹介事業にあわせて、政府が職業指導の事業を行うことが定められた¹³。学校における職業指導も戦時体制の強化に沿った内容へと改変させられていくが、それは当時の小学校卒業生は軍需産業や労務動員産業に配置されており、彼らがそれぞれの職場に適応することは職業指導上の課題であったからである。1942年には文部次官通達「国民学校ニ於ケル職業指導二期スル件」が出されたが、戦後の文部省はこの通達を「学校職業指導史上重大な意義を持つものとして評価されている」と説明している。職業指導を国民学校の中に明確に位置づけ、学校職業指導の内容を指示するなど、従来にはなかった具体的な指示が出されている点が評価されている。具体的には、1927年の文部省訓令に始まった学校職業指導であるが、その効果について文部省は「必ずしもあがっていなかった」とし、その理由としては「職業指導が教育の実践内容として取り上げられるような内容やその実施場所や実施時間等が具体的に示されていなかった」ことを挙げ、これらの理由によりこの通達が意味を持つというのである¹⁴。

このように、この時期は職業指導は職業紹介所だけではなく、学校においても実施されるようになったが、国家による人的資源の適正配置の手段として捉えられていた。ただし、職業指導が国家による事業として認識されたことにより、その定義が明確化され、学校教育に根付く契機となった点は重要である。

3. 新制中学制度の発足と「職業科」

1947年4月に誕生した新制中学の目的は、同年3月に成立した学校教育法第35条で「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すこと」と規定された。ここでの「中等普通教育」の規定は、法令上はじめてめ用いられた用語であり、「制度上も教育内容面においてもいずれの学校の性格をも継承しない¹⁵」という点以外については不明確の状態が発足したのである。

学校教育法における「中等普通教育」の規定は、1947年3月15日の第92回帝国議会に提出された政府原案の中で次のように示されている。

中学校の主な目的は、青少年を健康で責任感の強い且つ立派な公民に育て、おのその才能を援助し指導することにある。[中略・・・筆者]中学校は教育的原則並びに心理学的、社会学的及びその他の方面よりの考察の基礎の上に立って、満十二才より満十五才までの男子及び女子の発展を指導するために活動するのである¹⁶。

こうして、新制中学校の教育は、「普通」教育機関として位置づけられた。さらに教育目標の一つに「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」（学校教育法第36条第2項）が掲げられた。この条文に基づいて「職業科」が新設されることになるが、これはあくまでも普通教育の一環に属するものとして規定された。また、中学校の職業指導は「職業科」の中に位置づけられたため、「職業指導科」としての独立した学科の設置が無い上に、指導の内容や場所、担当官などの具体的な規定も無く、完全に不十分な状況での出発であった。したがって、「前期中等教育」であれ、それが「中等教育」であるならば、職業指導は不可欠ではないかという疑問が提起されることとなった。こうして戦後直後から、復興のための労働力の育成と経済の再建のための計画経済とそれに基づく教育制度、教育課程の編成という課題に関連し、戦後の学校と社会との接続の問題をめぐる議論がなされたのである。

いずれにせよ、1947年に試案という形で学習指導要領が出され、「職業指導編」や「職業編」も出された。こうして「職業科」の新設や「職業指導科」の特設が認められ、教科内の指導としての職業指導の位置づけがなされた。学習指導要領は、中学校における「職業科」の目的を「まず生徒が勤労の態度を堅実にすることを第一のたてまえ」として位置づけた¹⁷。その下で、学習指導要領において職業科は農業・工業・商業・水産業・家庭と職業指導から構成され、そのうち数教科を組み合わせるものとされた。必修科目として1～3学年を通じて週4時間、選択科目として週1～4時間を配当している。実際の内容については、文部省、厚生省によって設置された「職業科および職業指導委員会」によって定められた。そこでは主として中等教育における職業教育を審議する第二部会と職業指導を審議する第五部会の検討のうえで決定されたが、前者では、実業教育的色彩を強くした勤労主義的教育を主張、後者は職業指導のための教科にしようとした¹⁸。

ここから窺えることは、実際にはCI&Eの影響下で、戦前の高等小学校の実業科、旧制中学の作業科と、高等小学校の正規の教科過程外に存在していた職業指導を折衷して組み合わせ構成されたのが「職業科」であったということであろう。その上で「農・工・商・水産・家庭」のいずれを選択する場合においても、「職業指導はつねにこれと平行して必修されなければならない」としている¹⁹。ただし、学校での実際の職業・進路の指導は「職業科」を中心とした知識・理解の指導や勤労尊重態度の育成に力点が置かれ、「職業指導科」は教科書も刊行されたにもかかわらず、特設された例は極めてまれであった。また、生徒の職業や進路の選択決定の指導や紹介・斡旋・追指導などは、自由選択科目として集団指導の中で行われることが通例であった²⁰。

4. 学校における職業指導の展開

1948年、中学校における職業紹介・斡旋を精力的に適切に行なうべきだとする文部・労働両省連名の通達があり、学校での職業紹介の原則が示された。そして、この原則は先述の1949年5月における「職業安定法」改正における就職指導の規定へとつながっていく。

戦後日本における職業指導は、文部省ではなく1947年における労働省の設立によって端を発する戦後の職業安定行政にて、職業指導が本格的に取り組み始められたことにより興ったと言える。そして同年、従来の職業紹介法に代わるものとして、職業安定法が公布された。その第1章総則第5条で、「職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うことをいう」と定義されている。

国家の制度として学校と職業安定所の連携の方向性が具体的に示されたのは1949年における職業安定法の一部改正においてである。すなわち、在学中の生徒または学校卒業者の就職を円滑に行うため、1950年度の卒業生から、学校長の同意により公共職業安定所の業務の一部を学校に分担させることができると共に、学校に対し情報の提供および必要な助言援助を与えるよう努めることになったのである。また、学校がその在学学生または卒業生の職業紹介事業を行なおうとするときは、労働大臣に届け出て無料の職業紹介事業を行うことができるとされた²¹。これは、「学生、生徒に対する職業指導は在学中から行なわれるものであり、これを最も行いやすいのは学校である。しかし、職業指導の一環である職業知識の授与等に必要な各種の情報等を詳細に把握している安定所が学校の行なう職業指導に協力を行なう事が必要」という認識の下、「職業安定機関の全国的な組織のなかで求人を図り、新規学卒者の職業斡旋に万全を期そうとした」のである²²。これは、新規学校卒業者の就職紹介を適切に推進することは雇用政策の重点の1つであったが、事務取り扱いの面では詳細な規程はなく、当時は産業の不振や海外からの引き上げ者などにより雇用状態が悪化して深刻な就職難が起きており、学校卒業者にとっても就職斡旋が困難であったといった労働行政上の事情があった。安定所と学校が緊密な協力関係を持つことは、こうした問題の打開策とされ、改正に至ったのである。

5. 「職業指導」から「産業教育」へ

しかし、「六・三制を採用してから職業教育が不振になった²³」と批判されたように、新制中学における職業指導には根強い不信感があった。講和条約発効に伴う賠償金、防衛分担金、治安費、外債処理費、国際通貨基金出資金などの諸経費の増大による国家財政の逼迫化の予想から、1951年度補正予算編成を機とし、自由党政調会や大蔵省周辺から義務教育年限を一年短縮する「6・2制」論が台頭した。6・2制論は当時の新学制へのさまざまな批判を根底に秘めていたが、もっとも根源的なものは当時の産業界の職業教育重視への要求であった。つまり、「日本産業の柱の第一は紡績ですが、それには子供をもっと早い時期から紡績会社にいれるというのです。女工は早い程覚えがよいから六・三でまごまごさせるより、六・二でも早く就職させた方がよい。親たちもそれを喜ぶというのです²⁴」とい

うのが、産業界の当時の教育制度に対する捉え方であった。

このように、産業界が職業教育重視の要求を社会的要請の名の下に強調して6・3制修正を明確な形で打ち出すことになったとみられるのが、1951年11月の政令改正諮問委員会「教育制度改革に関する答申」である。委員会では、占領期間中に発せられた諸勅令の再検討を目的にして内閣に設置されたものであり、この答申の内容は当時の新学制修正論を代表するものであり、その後の政府の教育改革の方向性を基本的に決定付けた。

答申では次のような改革の基本方針を掲げた。

わが国の国力と国情に適合し、よく教育効果をあげ、以て、各方面に必要且つ有用な人材を多数育成し得る合理的な教育制度を確立することを目的とすること。

右の目的を達成するため、六・三・三・四の学校体系は、原則的にこれを維持すべきであるが、これには次の諸条件について十分に考慮を払うこと。

(中略)

二 普通教育を偏重する従来の制度を改め、職業教育の尊重強化と強化内容の充実合理化を実現すること。

三 現在の我が国の国力では、六・三制の完全な実施を早急に実現することは極めて困難であり、職業教育を強化するに当たっても、直ちにその施設等の充実完備を期することはむずかしい。故に、教育者側も、わが国の現状を十分認識し、教育施設その他の不十分をしのいで最善の教育効果をあげるよう工夫と努力をすること²⁵。

そしてこの方針に基づき、政令改正諮問印会は「六・三・三・四の学校体系は、原則的にこれを維持し、そのうち、六・三を義務教育とすることは従来通りとすること」という学校体系の原則を掲げ、中学校制度改革の具体的措置として「中学校(三)の過程は普通教育偏重に陥ることを避け、地方の実情に応じ、普通課程に重点をおくものと職業課程に重点をおくものとに分ち、後者においては実用的職業教育の充実強化を図ること²⁶」を提案した。こうした発足後間もない単一新学校体系の原則を揺るがす「答申」の学制再編案に対しては多くの批判や反対があったが、答申における職業教育重視の観点については、先述のように新学制に対する社会的な評価と一致しており、当時の世論の動向を反映していたとも見えなくはない。全国職業高等学校長会が「日本産業教育協会」の設置を決定して職業教育の振興策を訴える動きが活発化するのも、この答申を契機としてであった²⁷。

さらに、本論文の前半で見てきたような高等小学校の正規の教科過程外に存在していた職業指導と、戦前の高等小学校の実業科や旧制中学の作業科などといった教科とを折衷して組み合わせたともいえる戦後の「職業科」に対し、教科としての性格を明らかにすることが求められた。それが具体的されたのは、1951年に示される学習指導要領「職業・家庭科」である。ここでは、「実生活に役立つ仕事」「啓発的経験の意義」「地域社会による特色」の3本柱を職業科と家庭科の特徴とすることが示された²⁸。また、中学校における職業指導が「職業・家庭科」の中の第6群に位置づけられると共に、個々の生徒に対する職業指

導や進路指導は学級担任や職業指導教諭の任務とされた²⁹。

1950年代を迎えて、経済の発展および国民生活の向上の基礎である産業教育の振興を図ることを目的とした産業教育振興法も示されている。これに基づいて中央産業教育審議会が設けられ、1953年に「中学校職業・家庭科教育の改善について」の建議（第一次建議）が行われた。この建議の作成に中心になったのは宮原誠一や桐原葆見らであり、そこでは「国民経済・国民生活の改善向上」に役立つ「基礎的技術の習得」とその「社会的経済的意義」の理解を強調し、「実生活」適応主義の性格を克服することがめざされたとされる。ただし、その後の1954年の第二次建議が「実生活主義」への逆行を指摘する批判にさらされている。

その後、第二次建議をもとに1955年に「職業・家庭編」の学習指導要領が改訂された。さらに1958年には「技術・家庭科」と教科名を改め、新しい展開をなすことにいる。ここに示された「職業」（職業・家庭科）から「技術」（技術・家庭科）への再編に伴い、重化学工業に対応した近代技術の習得が前面に押し出される一方で、進路指導は「特別教育活動」の「学級活動」の中のみ位置づけられ、中学校における職業選択と職業の知識・技術をつなげて習得させるという枠組みが解体することになる。

おわりに

本論で分析してきたように、戦前に成立した職業指導の取り組みは、新制中学における「職業科」に引き継がれるものの、戦前と同じように国家や産業界の要求によって繰り返すその役割を変え、結果として教科としての性格を明確にできない状態を継続せざるをえなかったといえる。新制中学における普通教育と職業教育との関連、あるいは中学校と高等学校をあわせた中等教育としての全体構造などの点についての明確な把握や実際的内容の構想の欠如のまま、ただ職業教育の重視を訴えたために、新学制における制度的な一元性の原則を維持しながらも教育内容の編成の実質においては職業課程の普通課程からの制度的分離化を促進させる結果になってしまう。そしてその後、生徒の「進路・特性に応ずる」という名目で「進学」か「就職」という形式的二分法で普通教育と職業教育を制度上区分する方式を採用することを促進させていったのである。

注

- ¹ 本田由紀『教育の職業的意義—若者、学校、社会をつなぐ—』筑摩書房、2009年など。
- ² 坂柳恒夫「職業指導の理論と歴史」有本章・近藤大生『現代の職業と教育』福村出版、1991年、p. 44。
- ³ 文部省、前掲書、p. 185。
- ⁴ 坂柳、前掲書、p. 44。
- ⁵ 労働省、前掲書、p. 592、文部省、前掲書、pp. 186-187
- ⁶ 文部省、前掲書、p. 186。
- ⁷ 野尻丈七「学校教育としての職業指導」『日本職業指導（進路指導）発達史—文部・労働行政を中心として—』財団法人日本職業指導協会、1975年、p. 33。
- ⁸ 文部省、前掲書、p. 187。
- ⁹ 仙崎、前掲書、p. 13。

-
- ¹⁰ 宮内、前掲書、p. 14。
- ¹¹ 野尻、前掲書、p. 34。
- ¹² 宮内、前掲書、p. 15。
- ¹³ 中島、前掲書、pp. 134-135。
- ¹⁴ 文部省、前掲書、pp. 192-195。
- ¹⁵ 今野喜清編著『中学校教育の新しい展開 第1巻 新しい学校像の確立をめざして』第一法規出版、1995年、p. 9。
- ¹⁶ 文部省学校教育局『新学校制度実施準備の案内』1947年、p. 9、国立公文書館蔵。
- ¹⁷ 文部省「学習指導要領 職業科工業編」（試案）、1947年。
- ¹⁸ 産業教育研究連盟編『技術・家庭科教育の創造—その歴史と展望—』国土社、1968年、pp. 8-22。
- ¹⁹ 文部省「学習指導要領 職業科工業編」（試案）、前掲。
- ²⁰ 那須、前掲論文、p. 138。
- ²¹ 労働省『労働行政史』第2巻、労働法令協会、1969年、p. 1175。
- ²² 佐柳武ほか「職業安定法の制定と職業指導」『日本職業指導（進路指導）発達史—文部・労働行政を中心として—』日本職業指導協会、1975年、pp. 143-145。
- ²³ 朝日新聞社説（1950年4月19日付け）など参照のこと。
- ²⁴ 「或る中学校長の手記」全日本中学校長会編『中学校十年の歩み』、全日本中学校長会、1957年、p. 22。
- ²⁵ 『政令改正諮問委員会の教育制度の改革に関する答申』1951年、p. 2、広島大学蔵。
- ²⁶ 同上、p. 3。
- ²⁷ 今野、前掲書、p. 17。
- ²⁸ 文部省「中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）、1951年。
- ²⁹ 那須、前掲論文、p. 139。